

2019年10月15日

株主各位

東京都千代田区神田富山町24番地  
神田通信機株式会社  
代表取締役社長 神部 雅人

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2019年9月26日開催の取締役会において、2019年11月1日（金曜日）付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年10月31日（木曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2019年11月1日（金曜日）付をもって、当社定款第6条の発行済株式総数を、2,685,000株から8,055,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

---

#### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2019年11月下旬にお届出ご住所にお送り申し上げます。
2. 2019年11月1日（金曜日）付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお問い合わせください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部